

第1回 (仮称) 若草大橋延伸線協議会

次 第

令和5年8月23日(水) 14:30～

印旛合同庁舎 2階 第2会議室

- 1 出席者紹介
- 2 挨拶
- 3 規約の制定
- 4 今後の進め方
- 5 その他

(案)

(仮称) 若草大橋延伸線協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、(仮称) 若草大橋延伸線協議会 (以下、「協議会」という。) と称する。

(目的)

第2条 協議会は、(仮称) 若草大橋延伸線の道路計画の具体化に向けて必要な意見交換・検討を行うことを目的とする。

(組織)

- 第3条 協議会は、第2条の目的を達成するために各行政機関をもって組織する。
2. 協議会には会長を置き、会長は、県土整備部道路計画課長とする。
 3. 会長に事故がある時は、会長が指名した者が、その職務を代行する。
 4. 協議会の構成は、別表-1のとおりとする。
ただし、必要に応じ、会長が指名する者を、会員として参加させることができる。
 5. 協議会の円滑な運営を図るため、下部組織として別表-2のとおりワーキンググループを設置する。
 6. 下部組織には座長を置き、座長は、協議会に属する組織から会長が指名する。
 7. 下部組織に属すべき委員は、協議会に属する組織から座長が指名する。

(事務局)

- 第4条 協議会及びワーキンググループの運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。
2. 事務局は、県土整備部道路計画課企画室及び印旛土木事務所調整課に置くものとする。

(規約の改正)

第5条 本規約の変更は、本協議会の議決によらなければならない。

(補則)

第6条 本規約に定めるものの他必要な事項は、その都度協議して定める。

附則 本規約は、令和5年8月23日から施行する。

別表—1

(仮称) 若草大橋延伸線協議会

所属	役職	備考
県土整備部道路計画課	課長	会長
〃 道路整備課	課長	
〃 道路環境課	課長	
印旛土木事務所	所長	
印西市	副市長	
栄町	副町長	
事務局	県土整備部道路計画課企画室 印旛土木事務所調整課	

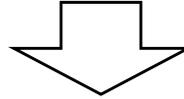
別表—2

(仮称) 若草大橋延伸線協議会 ワーキンググループ

所属	役職	備考
県土整備部道路計画課	企画室長	座長
〃 道路整備課	副課長	
〃 道路環境課	副課長	
印旛土木事務所	次長	
印西市	都市建設部長	
栄町	都市建設課長	
事務局	県土整備部道路計画課企画室 印旛土木事務所調整課	

今後の進め方（案）

第 1 回 （仮称）若草大橋延伸線協議会



（仮称）若草大橋延伸線協議会 ワーキンググループ

【検討事項】

- ・ 道路交通の現状と課題
- ・ 地域の現状と課題
- ・ 地域の将来像
- ・ 事業の必要性・整備効果
- ・ 配慮事項
- ・ 概略ルート・構造の検討 等



第〇回 （仮称）若草大橋延伸線協議会



道路計画の具体化